



熊本県公報

号外 第 2 6 号
平成 28 年 3 月 29 日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次

登 載 依 頼	
○熊本県公安委員会審査請求手続規則	(警察本部警務課) 1
○行政不服審査法の施行に伴う関係熊本県公安委員会規則の整備に関する規則	(") 8
○行政不服審査法の施行に伴う関係熊本県警察本部規程の整備に関する規程	(") 119

登載依頼

熊本県公安委員会規則第 2 号

熊本県公安委員会審査請求手続規則を次のように定める。

平成 2 8 年 3 月 2 9 日

熊本県公安委員会委員長 永田 浩夫

熊本県公安委員会審査請求手続規則

熊本県警察行政不服審査手続規程(昭和 3 9 年熊本県公安委員会規程第 2 号)の全部を改正する。

目次

第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条)
第 2 章 審査請求に関する一般的手続(第 3 条—第 2 7 条)
第 3 章 熊本県情報公開条例等に関する審査請求に関する手続(第 2 8 条)
附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、熊本県公安委員会に対する審査請求に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この規則で使用する用語は、行政不服審査法(平成 2 6 年法律第 6 8 号。以下「法」という。)で使用する用語の例による。

第 2 章 審査請求に関する一般的手続

(審理官)

第 3 条 警察本部長(以下「本部長」という。)は、熊本県公安委員会に対して審査請求がされたときは、審査庁(法に規定する審査庁としての熊本県公安委員会をいう。以下同じ。)が行う審理に関する事務を補佐させるため、審理に関する事務を行うについて必要な知識経験を有し、かつ、公正な判断をすることができると認められる警察本部の職員のうちから審理官を指名するとともに、その旨を審査請求人及び処分庁等(審査庁以外の処分庁等に限る。)に対し書面により通知するものとする。ただし、法第 2 4 条の規定により当該審査請求を却下する場合は、この限りでない。

2 本部長は、前項の規定により 2 人以上の審理官を指名する場合には、そのうち 1 人を、当該 2 人以上の審理官が行う事務を総括する者として指定するものとする。

3 本部長が第 1 項の規定により指名する者は、次に掲げる者以外の者でなければならない。

- (1) 審査請求に係る処分に関与した者又は審査請求に係る不作為に係る処分に関与し、若しくは関与することとなる者
- (2) 審査請求人
- (3) 審査請求人の配偶者、4 親等内の親族又は同居の親族
- (4) 審査請求人の代理人
- (5) 前 2 号に掲げる者であった者
- (6) 審査請求人の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人
- (7) 利害関係人

4 本部長は、審理官が前項各号に掲げる者のいずれかに該当することとなったときは、当該審理官に係る第 1 項の規定による指名を取り消さなければならない。

5 審理官は、法の規定による裁決がなされるに熟したと認めるときは、速やかに審理経過調書を作成し、これを審査庁に提出して審理の状況を報告しなければならない。

(物件の提出の方法)

- 第4条 法、行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）及びこの規則の規定による審査庁への書類審査その他の物件の提出は、警察本部を経由して行うものとする。
（総代の互選の命令の方式等）
- 第5条 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第11条第2項の規定による総代の互選の命令は、書面により行うものとする。
2 審査庁は、総代が選任され、又は解任されたときは、他の審理関係人に対し、書面によりその旨を通知するものとする。
（参加の許可の通知等）
- 第6条 審査庁は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第13条第1項の許可をし、又はしないときは、当該許可の申請をした利害関係人に対し、書面によりその旨を通知するものとする。
2 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第13条第2項の規定による参加の要求は、書面により行うものとする。
3 審査庁は、利害関係人が新たに参加人となったとき又は参加人が審査請求への参加を取り下げたときは、他の審理関係人に対し、書面によりその旨を通知するものとする。
（補正の命令の方式）
- 第7条 法第23条の規定による補正の命令は、書面により行うものとする。
（執行停止についての処分庁の意見の聴取の方式等）
- 第8条 法第25条第3項の規定による処分庁の意見の聴取は、書面により行うものとする。
2 審査庁は、法第25条第2項又は第3項の規定による執行停止をしたときは、審査請求人、参加人及び処分庁（処分庁が審査庁である場合にあっては、審査請求人及び参加人。次条において同じ。）に対し、書面によりその旨を通知するものとする。法第25条第2項の申立てが行われた場合において、同項の規定による執行停止をしないこととしたときも、同様とする。
（執行停止の取消しの通知）
- 第9条 審査庁は、法第26条の規定により執行停止を取り消したときは、審査請求人、参加人及び処分庁に対し、書面によりその旨を通知するものとする。
（審査請求の取下げの通知等）
- 第10条 審査庁は、法第27条の規定による審査請求の取下げがあったときは、参加人及び処分庁等（処分庁等が審査庁である場合には参加人。第26条第2項において同じ。）に対し、書面によりその旨を通知するものとする。
2 審査庁は、前項に規定する審査請求の取下げがあったときは、法第32条第1項若しくは第2項又は法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第33条の規定により提出された書類その他の物件をその提出人に返還しなければならない。この場合において、当該書類その他の物件の返還は、還付請求書（別記様式第1号）と引換えに行わなければならない。
（処分庁等に対する弁明書の提出の要求の方式）
- 第11条 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第29条第2項の規定による弁明書の提出の要求は、書面により行うものとする。
（反論書等を提出すべき期間の通知）
- 第12条 審査庁は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第30条第1項又は第2項に規定する相当の期間を定めたときは、審査請求人又は参加人に対し、書面によりその旨を通知するものとする。
（意見の陳述の機会供与の方式等）
- 第13条 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第31条第2項の規定による口頭意見陳述の期日及び場所の指定並びに審理関係人の招集は、書面により行うものとする。
2 審査庁は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第31条第1項の規定による意見の陳述を聴取したときは、次に掲げる事項を記載した口頭意見陳述録取書を作成するものとする。
(1) 事案の件名
(2) 意見の陳述の日時及び場所
(3) 意見の陳述をした者の氏名及び住所
(4) 意見の陳述の要旨
（補佐人同伴の許可の通知）
- 第14条 審査庁は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第31条第3項の許可をし、又はしないこととしたときは、申立人に対し、書面によりその旨を通知するものとする。
（証拠書類等を提出すべき期間の通知）
- 第15条 審査庁は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第32条第3項に規定する相当の期間を定めたときは、審理関係人に対し、書面によりその旨を通知するものとする。
（物件の提出の通知等）
- 第16条 審査庁は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第33条の申立てが行われた場合において、同条の規定による物件の提出の要求をし、又はしないこととしたときは、当該申立てをした者に対し、書面によりその旨を通知するものとする。ただし、当該申立てが法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第31条第1

項の規定による意見の聴取又は法の第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第3条第1項の要求事項の管理)の提出は、法第32条第1項若しくは第2項又は法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第33条の規定による物件の提出(証拠書類等の管理)の提出は、法第33条第1項若しくは第2項又は法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第33条の規定による物件の提出(別記様式第2号)を作成しなければならない。

第17条第1項の提出は、法第32条第1項若しくは第2項又は法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第33条の規定による物件の提出(別記様式第2号)を作成しなければならない。

(1) 事案の件名
(2) 提出を受けた年月日
(3) 提出をした者の氏名及び住所
(4) 提出を受けた書類その他の物件の種目

2 審査は、前項の提出物目録を作成したときは、その写しを当該提出物目録に係る書類その他の物件の提出人に交付しなければならない。

3 審査は、必要がなくなつたときは、速やかに、提出を受けた書類その他の物件をその提出人に返還しなければならない。

4 第10条第2項後段に係る規定は、前項の規定による返還について準用する。

(証拠書類等の提出に係る関係人に対する通知)

第18条第1項の提出は、法第32条第1項若しくは第2項又は法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第33条の規定による物件の提出を受けたときは、その提出人以外に、審理関係人に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

(参考人の陳述の通知等)

第19条第1項の提出は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第34条の申立てが行われた場合において、同条の規定による参考人の陳述又は鑑定を求め、又はその旨を通知するものとする。

2 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第34条の規定による参考人の陳述又は鑑定の要求は、書面により行うものとする。

3 第16条第1項ただし書の規定は、第1項の規定による通知について、第13条第2項の規定は、口頭による法第9条第3項の規定による読み替えて適用する法第34条の規定による参考人の陳述について、それぞれ準用する。

(検証の通知等)

第20条第1項の提出は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第35条第1項の申立てが当該申立を立した者に対して、書面によりその旨を通知するものとする。

2 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第35条第2項の規定による通知は、書面により行うものとする。

3 審査は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第35条第1項の規定による検証をしたときは、次に掲げる事項を記載した検証調書を作成するものとする。

(1) 事案の件名
(2) 検証の日時及び場所
(3) 立会人の氏名及び住所
(4) 検証の結果

4 第16条第1項ただし書の規定は、第1項の規定による通知について準用する。

(質問の通知等)

第21条第1項の提出は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第36条の申立てが行われた場合において、同条の規定による質問をし、又はしないこととしたときは、当該申立をした者に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

2 審査は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第36条の規定による質問をしようとする場合に、必要があるときは、質問を受けるべき者に、書面によりその期日、場所、その他必要な事項を通知するものとする。

3 第16条第1項ただし書の規定は、第1項の規定により読み替えて適用する法第36条の規定による質問について、それぞれ準用する。

(意見の聴取の通知等)

第22条第1項の提出は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第37条第1項の期日、場所その他の必要事項を通知するものとする。

2 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第37条第3項の規定による通知は、書面により行うものとする。

3 第13条第2項又は第2項の規定による意見の聴取については、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第37条第1項又は第2項の規定による意見の聴取の方式等)の提出書類等の閲覧等について、提出人の意見の聴取の方法等)

第23条第1項の提出は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第38条第2項の規定による提出人の意見の聴取は、書面により行うものとする。

2 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第38条第3項の規定による指定は、提出書類閲覧日時等指定書(別記様式第3号)を送付して行うものとする。

- 3 法第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第4項の規定による手数料は、手数料納付書（別記様式第4号）に熊本県収入証紙を貼付して納めるものとする。
（手続の併合又は分離の通知）
- 第24条 審査庁は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第39条の規定により数個の審査請求に係る審理事手続を併合し、又は併合された数個の審査請求に係る審理事手続を分離したときは、審理関係人に対し、書面によりその旨を通知するものとする。
（審理事手続の終結の通知の方式）
- 第25条 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第41条第3項の規定による審理事手続を終結した旨の通知は、書面により行うものとする。
（裁決書の謄本の送達方式等）
- 第26条 法第51条第2項又は第4項の規定による裁決書の謄本の送付は、当該謄本に裁決書謄本送付書を付して行うものとする。
- 2 審査庁は、法第51条第2項ただし書の規定による公示の方法による送達をしたときは、参加人及び処分庁等に対し、書面によりその旨を通知するものとする。
（証拠書類等の返還に関する規定の準用）
- 第27条 第10条第2項後段の規定は、法第53条の規定による返還について準用する。
第3章 熊本県情報公開条例等に係る審査請求に関する手続
（審理官に関する規定の適用除外）
- 第28条 熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号）第18条の3に規定する審査請求及び熊本県個人情報保護条例（平成12年熊本県条例第66号）第25条の9に規定する審査請求については、第3条、第10条第2項、第12条から第25条まで及び第27条の規定は、適用しない。
- 附 則
- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 行政庁の処分又は不作為についての不服申立てであって、法の施行前にされた行政庁の処分又は法の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

別記様式第 1 号（第 1 0 条、第 1 7 条、第 2 7 条関係）

還 付 請 書

年 月 日

熊本県公安委員会 殿

住所

氏名

印

下記目録の物件の還付を受け、領収しました。

記

目		録	
番号	標 目	数 量	備 考

取扱者 官職

氏名

印

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

別記様式第 2 号（第 1 7 条関係）

提 出 物 目 録

年 月 日

熊本県公安委員会 印

行政不服審査法 の規定により、下記のとおり を
受領した。

記

事 案 の 件 名			
提 出 人	氏 名		
	住 所		
提 出 を 受 け た 日 年 月 日	年 月 日		
目 録			
番 号	標 目	数 量	備 考

取扱者 官職 氏名 印

(提出人への注意事項) 提出した物件の返還を受けようとするときは、この書類
を持参すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第 3 号（第 2 3 条関係）

熊本県公安委員会指令（ ）第 号

提出書類閲覧日時等指定書

年 月 日

殿

熊本県公安委員会 印

につき 年 月 日に請求のあった提出書類等の閲覧については、行政不服審査法第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する同法第 3 8 条第 3 項の規定により下記のとおりその日時及び場所を指定したので通知する。

記

1 閲覧の日時

年 月 日

午前 時から 午後 時まで

2 閲覧の場所

（注意事項） 閲覧の際は、この指定書を持参すること。

備考 1 不要の文字は横線で消すこと。

2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

別記様式第 4 号（第 2 3 条関係）

手 数 料 納 付 書

年 月 日

熊本県公安委員会 殿

納付者

住所

氏名



行政不服審査法第 3 8 条第 6 項の規定により読み替えて適用する同条第 4 項の規定により、金 _____ 円を手数料として納付します。

熊 本 県 収 入 証 紙 貼 付 欄

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

熊本県公安委員会規則第 3 号

行政不服審査法の施行に伴う関係熊本県公安委員会規則の整備に関する規則を次のように定める。

平成 28 年 3 月 29 日

熊本県公安委員会委員長 永田 浩夫

行政不服審査法の施行に伴う関係熊本県公安委員会規則の整備に関する規則
(熊本県警察署協議会に関する規則の一部改正)
第 1 条 熊本県警察署協議会に関する規則 (平成 13 年熊本県公安委員会規則第 10 号)
の一部を次のように改正する。
別記様式第 2 号を次のように改める。

別記様式第 2 号 (第 4 条関係)

解 嘱 通 知 書

様

熊本県警察署協議会条例第 3 条第 4 項の規定に基づき、次の理由により 警察署
協議会委員を解嘱したので通知します。

理由

年 月 日

熊本県公安委員会 印

教示事項

- 1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に、熊本県公安委員会に対して審査請求をすることができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分の日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、熊本県を被告として(訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。)提起することができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければならないこととされています。

(熊本県公安委員会が管理する行政文書の開示等に関する規則の一部改正)
 第 2 条 熊本県公安委員会が管理する行政文書の開示等に関する規則 (平成 1 4 年熊本県
 公安委員会規則第 4 号)の一部を次のように改正する。
 第 1 2 条中「別記様式第 1 3 号 (不服申立てに係る行政文書の開示通知書)」を「条
 例第 2 1 条第 1 号に係るものは別記様式第 1 3 号 (条例第 2 1 条第 1 号に係る行政文書
 の開示通知書)、条例第 2 1 条第 2 号に係るものは別記様式第 1 3 号の 2 (条例第 2 1
 条第 2 号に係る行政文書の開示通知書)」に改める。
 別記様式第 3 号及び別記様式第 4 号を次のように改める。

別記様式第 3 号

行政文書部分開示決定通知書

熊本県公安委員会指令第 号

住所
氏名

年 月 日付けで請求のありました行政文書の開示については、熊本県情報公開条例第 1 1 条
 第 1 項の規定により、次のとおりその一部を開示することと決定しましたので通知します。

年 月 日

熊本県公安委員会 印

行政文書の名称			
開示を実施する日時及び場所	日時	年 月 日	午前・午後 時
	場所		
開示の実施の方法			
開示の実施に要する費用の額	1 写しの作成に要する費用		円
	2 写しの送付に要する費用	郵便切手	円分
開示しないこととした部分並びに開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由			
担 当 所 属	電話番号	内線	
備 考			

- 注 1 指定された開示を実施する日時に来庁できない場合は、あらかじめ担当所属に電話等で連絡してください。
- 2 行政文書の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。
- 3 行政文書の開示によって得た情報は、条例第 4 条の規定により適正に使用しなければなりません。
- 4 写しの作成及び送付には、電磁的記録を用紙に出力したもの又は複製物の作成及びこれらの送付を含みます。

教 示

- この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に、熊本県公安委員会に対して審査請求をすることができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、熊本県を被告として(訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。)提起することができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければならないこととされています。

別記様式第 4 号

行政文書不開示決定通知書

熊本県公安委員会指令第 号

住所
氏名

年 月 日付けで請求のありました行政文書の開示については、熊本県情報公開条例第 1 1 条第 2 項の規定により、次のとおりその全部を開示しないことと決定しましたので通知します。

年 月 日

熊本県公安委員会 印

行政文書の名称その他行政文書を特定するに足りる事項	
開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由	1 条例第 7 条第 号に該当 2 条例第 1 0 条に該当 3 その他 (理 由)
担 当 所 属	電話番号 内線
備 考	

教 示

- この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に、熊本県公安委員会に対して審査請求をすることができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、熊本県を被告として(訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。)提起することができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければならないこととされています。

(日本工業規格 A 4)

別記様式第 1 1 号から別記様式第 1 3 号までを次のように改める。

別記様式第 1 1 号

行政文書の開示決定に係る通知書

熊公委第 年 月 号

殿

熊本県公安委員会 印

年 月 日付けで開示に反対する意見書の提出がありました行政文書について、次のとおりその
 (全部) を開示することとしましたので、熊本県情報公開条例第 1 5 条第 3 項の規定により通知します。
 (一部)

なお、この通知に係る開示決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に熊本県公安委員会に対して審査請求をすることができますが、開示を実施する日の前日までに審査請求がないときは、開示されることとなりますので御承知ください。

また、この通知に係る開示決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に熊本県を被告として（訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。）提起することができます。

開示請求に係る行政文書の名称	
開示決定をした行政文書に記録されているあなた（貴団体）に関する情報の内容	
開示決定をした理由	
開示決定の表示	年 月 日付け熊本県公安委員会指令第 号
開示を実施する日	年 月 日
開示しないこととした部分	
担 当 所 属	電話番号 内線
備 考	

注 () については、いずれか適当な語を選択して記載すること。

(日本工業規格 A 4)

別記様式第 1 2 号

審 査 会 諮 問 通 知 書

熊公委第 号
年 月 日

殿

熊本県公安委員会 印

年 月 日付け 第 号の行政文書の開示決定等に対する審査請求について、次のとおり熊本県情報公開審査会に諮問しましたので、熊本県情報公開条例第 2 0 条の規定により通知します。

<p>審査請求があった開示決定等に係る行政文書の名称その他行政文書を特定するに足る事項</p>	
<p>審 査 請 求 の 内 容</p>	
<p>諮 問 年 月 日</p>	<p>年 月 日</p>
<p>担 当 所 属</p>	<p>電話番号 内線</p>
<p>備 考</p>	

(日本工業規格 A 4)

別記様式第 1 3 号

条例第 2 1 条第 1 号に係る行政文書の開示通知書

熊公委第 年 月 日 号

殿

熊本県公安委員会 印

年 月 日付けで審査請求のありました行政文書について、次のとおりその〔全部〕を開示することとしましたので、熊本県情報公開条例第 2 1 条において準用する同条例第 1 5 条第 3 項の規定により通知します。

なお、この通知に係る開示決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に熊本県を被告として(訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。)提起することができます。

開示請求に係る行政文書の名称	
開示決定をした行政文書に記録されているあなた(貴団体)に関する情報の内容	
開示決定をした理由	
開 示 決 定 の 表 示	年 月 日付け熊本県公安委員会指令第 号
開 示 を 実 施 す る 日	年 月 日
開示しないこととした部分	
担 当 所 属	電話番号 内線
備 考	

注 ()については、いずれか適当な語を選択して記載すること。

(日本工業規格 A 4)

別記様式第 1 3 号の次に次の様式を加える。

別記様式第 1 3 号の 2

条例第 2 1 条第 2 号に係る行政文書の開示通知書

熊公委第 年 月 号 日

殿

熊本県公安委員会 印

年 月 日付けで開示に反対する意思の表示のありました行政文書について、次のとおりその〔全部〕を開示することとしましたので、熊本県情報公開条例第 2 1 条において準用する同条例第 1 5 条第 3 項の規定により通知します。

この通知に係る開示決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に熊本県公安委員会に対して審査請求をすることができますが、開示を実施する日の前日までに審査請求がないときは、開示されることとなりますので御承知ください。

また、この通知に係る開示決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に熊本県を被告として（訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。）提起することができます。

開示請求に係る行政文書の名称	
開示決定をした行政文書に記録されているあなた（貴団体）に関する情報の内容	
開示決定をした理由	
開示決定の表示	年 月 日付け熊本県公安委員会指令第 号
開示を実施する日	年 月 日
開示しないこととした部分	
担 当 所 属	電話番号 内線
備 考	

注（ ）については、いずれか適当な語を選択して記載すること。

（日本工業規格 A 4）

(熊本県公安委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規則の一部改正)
第 3 条 熊本県公安委員会規則第 6 号)の一部を次のように改正する。
公安委員会規則第 20 条中「不服申立てに係る個人情報の開示通知書(別記様式第 24 号)」を「条例第 28 条第 1 号に係るものは条例第 28 条第 1 号に係る個人情報の開示通知書(別記様式第 24 号の 2)」に改める。
条例第 28 条第 1 号に係るものは条例第 28 条第 2 号に係るものは条例第 28 条第 2 号に係る個人情報の開示通知書(別記様式第 24 号の 2)」に改める。
第 22 条を削り、第 23 条を第 22 条とし、第 24 条を第 23 条とする。
別記様式第 3 号及び別記様式第 4 号を次のように改める。

別記様式第 3 号 (第 7 条関係)

個人情報部分開示決定通知書

熊本県公安委員会指令第 号

住所
氏名

年 月 日付けで開示請求のありました個人情報については、熊本県個人情報保護条例第 1 9 条第 1 項 (第 3 2 条の 4 第 3 項において準用する場合を含む。) の規定により、次のとおりその一部を開示することと決定しましたので通知します。

年 月 日

熊本県公安委員会 印

開示請求に係る個人情報の内容			
開示する個人情報に係る個人情報取扱事務の目的			
開示を実施する日時及び場所	日時	年 月 日	午前・午後 時
開示の実施の方法	場所		
開示の実施に要する費用の額	1 写しの作成に要する費用 2 写しの送付に要する費用	円 円	合計 円
開示しないこととした部分			
開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由	1 根拠規定 条例第 条第 号該当 2 理由		
※上記の規定に該当しなくなる期日	年 月 日		
連絡先	電話番号 () - 内線		

- 注 1 指定された日時に指定場所に来ることができない場合は、あらかじめ連絡先へ御連絡ください。
 2 開示を受ける際は、この通知書を提示するとともに、本人であることを証明できる書類 (運転免許証、旅券等) を提出し、又は提示してください。
 3 法定代理人又は本人の委任による代理人が開示を受ける際は、法定代理人又は本人の委任による代理人に係る 2 の書類のほか、その資格を証明する書類を提出し、又は提示してください。
 4 開示の実施に要する費用は、開示を受ける際、現金で納付してください。
 5 ※印の欄は、その期日をあらかじめ明示することができる場合に記入してあります。当該個人情報の開示を希望される場合は、明示された期日以後において改めて請求してください。
 6 この通知について不明の場合は、連絡先へお問い合わせください。

教 示

- 1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に、熊本県公安委員会に対して審査請求をすることができます (なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
 2 この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、熊本県を被告として (訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。) 提起することができます (なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければならないこととされています。

(日本工業規格 A 4)

別記様式第 4 号（第 7 条関係）

個人情報不開示決定通知書

熊本県公安委員会指令第 号

住所
氏名

年 月 日付けで開示請求のありました個人情報については、熊本県個人情報保護条例第 19 条第 2 項（第 3 2 条の 4 第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり開示しないことと決定しましたので通知します。

年 月 日

熊本県公安委員会 印

開示請求に係る個人情報の内容	
開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由	1 根拠規定 条例第 条第 号該当 2 理由
※上記の規定に該当しなくなる期日	年 月 日
連絡先	電話番号 () - 内線
備考	

注 ※印の欄は、その期日をあらかじめ明示することができる場合に記入してあります。当該個人情報の開示を希望される場合は、明示された期日以後において改めて請求してください。

教 示

- この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に、熊本県公安委員会に対して審査請求をすることができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分の日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、熊本県を被告として(訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。)提起することができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければならないこととされています。

(日本工業規格 A 4)

別記様式第 9 号を次のように改める。

別記様式第 9 号（第 7 条関係）

個人情報の開示決定に係る通知書

熊公委第 年 月 日 号

様

熊本県公安委員会 印

年 月 日付けで開示に反対する「個人情報の開示に係る意見書」の提出がありました個人情報について、熊本県個人情報保護条例第 19 条第 8 項（第 32 条の 4 第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおりその〔全部〕を〔一部〕を開示することとしましたので通知します。

この通知に係る開示決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に熊本県公安委員会に対して審査請求をすることができますが、開示を実施する日の前日までに審査請求がないときは、開示されることとなりますので御承知ください。

また、この通知に係る開示決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に熊本県を被告として（訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。）提起することができます。

開示請求に係る個人情報 が記録されている 行政文書の名称	
開示することとした あなた（貴団体）に 関する情報の内容	
開示決定をした理由	
開示決定の表示	年 月 日付け熊本県公安委員会指令第 号
開示を実施する日	年 月 日
開示しないこと とした部分	
連絡先	電話番号（ ） - 内線
備考	

注 不要の文字は、横線で消すこと。

別記様式第 1 3 号及び別記様式第 1 4 号を次のように改める。

別記様式第 1 3 号（第 1 3 条関係）

個人情報部分訂正決定通知書

熊本県公安委員会指令第 号

住所
氏名

年 月 日付けで訂正請求のありました個人情報については、熊本県個人情報保護条例第 2 5 条第 2 項（第 3 2 条の 5 第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおりその一部を訂正することと決定しましたので通知します。

年 月 日

熊本県公安委員会 印

訂正請求に係る 個人情報の内容	
訂正の内容	
訂正年月日	年 月 日
訂正しないこととした部分及び理由	1 訂正しない部分 2 理由
連絡先	電話番号（ ） ー 内線
備考	

教 示

- この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に、熊本県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、熊本県を被告として（訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。）提起することができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければならないこととされています。

（日本工業規格 A 4）

別記様式第 1 4 号 (第 1 3 条関係)

個人情報不訂正決定通知書

熊本県公安委員会指令第 号

住所
氏名

年 月 日付けで訂正請求のありました個人情報については、熊本県個人情報保護条例第 2 5 条第 3 項 (第 3 2 条の 5 第 3 項において準用する場合を含む。) の規定により、次のとおり訂正しないことと決定しましたので通知します。

年 月 日

熊本県公安委員会 印

訂正請求に係る 個人情報の内容	
訂正しない理由	
連 絡 先	電話番号 () - 内線
備 考	

教 示

- この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に、熊本県公安委員会に対して審査請求をすることができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、熊本県を被告として(訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。)提起することができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければならないこととされています。

(日本工業規格 A 4)

別記様式第 2 0 号及び別記様式第 2 1 号を次のように改める。

別記様式第 2 0 号（第 1 8 条関係）

個人情報部分利用停止決定通知書

熊本県公安委員会指令第 号

住所
氏名

年 月 日付けで利用停止請求のありました個人情報については、熊本県個人情報保護条例第 2 5 条の 7 第 2 項（第 3 2 条の 6 第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおりその一部を利用停止することと決定しましたので通知します。

年 月 日

熊本県公安委員会 印

利用停止請求に係る個人情報の内容	
利用停止の内容	
利用停止年月日	年 月 日
利用停止しないこととした部分及び理由	1 利用停止しない部分 2 理由
連絡先	電話番号 () - 内線
備考	

教 示

- この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に、熊本県公安委員会に対して審査請求をすることができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、熊本県を被告として(訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。)提起することができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければならないこととされています。

別記様式第 2 1 号 (第 1 8 条関係)

個人情報利用不停止決定通知書

熊本県公安委員会指令第 号

住所
氏名

年 月 日付けで利用停止請求のありました個人情報については、熊本県個人情報保護条例第 2 5 条の 7 第 3 項 (第 3 2 条の 6 第 3 項において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり利用停止しないことと決定しましたので通知します。

年 月 日

熊本県公安委員会 印

利用停止請求に係る個人情報の内容	
利用停止しない理由	
連絡先	電話番号 () - 内線
備考	

教 示

- この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に、熊本県公安委員会に対して審査請求をすることができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、熊本県を被告として(訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。)提起することができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければならないこととされています。

(日本工業規格 A 4)

別記様式第 2 3 号及び別記様式第 2 4 号を次のように改める。

別記様式第 2 3 号（第 1 9 条関係）

熊本県個人情報保護審査会諮問通知書

熊公委第 号
年 月 日

様

熊本県公安委員会 印

年 月 日付けの審査請求について、次のとおり熊本県個人情報保護審査会に諮問しましたので、熊本県個人情報保護条例第 2 7 条の規定により通知します。

審査請求があった 決定及び個人 情報の内容	
審査請求の内容	
諮問年月日	年 月 日
連絡先	電話番号（ ） — 内線
備考	

別記様式第 2 4 号 (第 2 0 条関係)

条例第 2 8 条第 1 号に係る個人情報の開示通知書

熊公委第 年 月 日 号

様

熊本県公安委員会 印

年 月 日付けで審査請求のありました個人情報について、熊本県個人情報保護条例第 2 8 条において準用する第 1 9 条第 8 項の規定により、次のとおりその〔全部〕を開示することとしましたので通知します。

なお、この通知に係る開示決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に熊本県を被告として(訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。)提起することができます。

開示請求に係る個人情報 が記録されている 行政文書の名称	
開示することとした あなた(貴団体)に 関する情報の内容	
開示決定をした理由	
開示決定の表示	年 月 日付け熊本県公安委員会指令第 号
開示を実施する日	年 月 日
開示しない部分 とした部分	
連絡先	電話番号 () - 内線
備考	

注 不要の文字は、横線で消すこと。

(日本工業規格 A 4)

別記様式第 2 4 号の次に次の様式を加える。

別記様式第 2 4 号の 2 (第 2 0 条関係)

条例第 2 8 条第 2 号に係る個人情報の開示通知書

熊公委第 年 月 日 号

様

熊本県公安委員会 印

年 月 日付けで開示に反対する意思の表示のありました個人情報について、熊本県個人情報保護条例第 2 8 条において準用する第 1 9 条第 8 項の規定により、次のとおりその(全部/一部)を開示することとしましたので通知します。

この通知に係る開示決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に熊本県公安委員会に対して審査請求をすることができますが、開示を実施する日の前日までに審査請求がないときは、開示されることとなりますので御承知ください。

なお、この通知に係る開示決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に熊本県を被告として(訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。)提起することができます。

Table with 2 columns and 8 rows containing fields for: 開示請求に係る個人情報...、開示することとしたあなた...、開示決定をした理由、開示決定の表示、開示を実施する日、開示しない部分、連絡先、備考

注 不要の文字は、横線で消すこと。

別記様式第 25 号から別記様式第 28 号までを削る。

(熊本県公安委員会行政文書管理規則の一部改正)

第 4 条 熊本県公安委員会行政文書管理規則(平成 26 年熊本県公安委員会規則第 10 号)の一部を次のように改正する。

第 21 条第 1 項第 3 号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削る。

(熊本県公安委員会が行う特例施設占有者の指定等に関する規則の一部改正)

第 5 条 熊本県公安委員会が行う特例施設占有者の指定等に関する規則(平成 19 年熊本県公安委員会規則第 19 号)の一部を次のように改正する。

別記様式第 2 号を次のように改める。

別記様式第 2 号（第 2 条関係）

熊本県公安委員会指令第 号

不 指 定 通 知 書

氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあつては、その代表者の氏名

殿

年 月 日付けで申請のあつた下記の施設については、遺失物法施行令（平成 1 9 年政令第 2 1 号）第 5 条第 5 号の規定に基づく特例施設占有者として指定しないので通知する。

記

1 施設の名称及び所在地（移動施設にあつては、その概要及び移動の範囲）

2 理由

年 月 日

熊本県公安委員会 印

1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に、熊本県公安委員会に対して審査請求をすることができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

2 この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、熊本県を被告として(訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。)提起することができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければならないこととされています。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

別記様式第 5 号を次のように改める。

別記様式第 5 号 (第 4 条関係)

熊本県公安委員会達第 号

指 定 取 消 通 知 書

氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあつては、その代表者の氏名

殿

遺失物法施行規則 (平成 1 9 年国家公安委員会規則第 6 号) 第 3 0 条第 1 項の規定に基づき、
年 月 日付けをもって指定した下記の施設に係る特例施設占有者の指定を取り消
したので通知する。

記

1 施設の名称及び所在地 (移動施設にあつては、その概要及び移動の範囲)

2 取消年月日

年 月 日

3 理由

年 月 日

熊本県公安委員会 印

- 1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に、熊本県公安委員会に対して審査請求をすることができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分の日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、熊本県を被告として(訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。)提起することができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければならないこととされています。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

別記様式第 7 号を次のように改める。

別記様式第 7 号 (第 5 条関係)

熊本県公安委員会達第 号

報 告 等 要 求 書

氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあつては、その代表者の氏名

殿

遺失物法 (平成 1 8 年法律第 7 3 号) 第 2 5 条第 1 項 の規定に基づき、下記のとおり
第 2 5 条第 2 項

報 告

資 料 の 提 出 を 求 め る。

保管物件の提示

記

- 1 施設の名称及び所在地 (移動施設にあつては、その概要及び移動の範囲)
- 2 報告を求める事項、提出を求める資料又は提示を求める保管物件

年 月 日

熊本県公安委員会

印

- 1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に、熊本県公安委員会に対して審査請求をすることができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、熊本県を被告として(訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。)提起することができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければならないこととされています。

備考 1 不要の文字は、横線で消すこと。

2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

別記様式第 8 号を次のように改める。

別記様式第 8 号 (第 6 条関係)

熊本県公安委員会達第 号

指 示 書

氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあつては、その代表者の氏名

殿

遺失物法 (平成 18 年法律第 73 号) 第 26 条第 1 項 の規定に基づき、下記のとおり指示する。
第 26 条第 2 項

記

1 施設の名称及び所在地 (移動施設にあつては、その概要及び移動の範囲)

2 指示事項

3 指示をする理由

年 月 日

熊本県公安委員会 印

- 1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に、熊本県公安委員会に対して審査請求をすることができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、熊本県を被告として(訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。)提起することができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければならないこととされています。

備考 1 不要の文字は、横線で消すこと。

2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

(火薬類取締法令施行規程の一部改正)
第 6 条 火薬類取締法令施行規程(昭和 4 1 年熊本県公安委員会規程第 6 号)の一部を次のように改正する。
別記様式第 1 号(甲)及び別記様式第 2 号を次のように改める。

別記様式第 1 号
(甲)

熊本県公安委員会指令第 号

住 所
氏 名
生年月日

年 月 日付けで許可申請のあった猟銃用火薬類等の
については、次の理由により許可しない。

理 由

年 月 日

熊本県公安委員会 印

教 示 事 項

- 1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県公安委員会に対して審査請求をすることができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。)提起することができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

別記様式第 2 号

熊本県公安委員会達第 号

住 所
氏 名

年 月 日付け熊公 () 第 号で許可した猟銃用火薬類等
の については、次の理由により取り消す。

理 由

年 月 日

熊本県公安委員会 印

教 示 事 項

- 1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に、熊本県公安委員会に対して審査請求をすることができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、熊本県を被告として(訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。)提起することができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければならないこととされています。

年 月 日

熊本県公安委員会 殿

氏 名 印

請 書

私は、年 月 日付け熊本県公安委員会達第 号によって、
の理由で許可の取消しの通知を受けましたが、これに
ついては何ら不服はありませんので次の許可証を返納します。

本籍
住所

氏名

年 月 日生
許可年月日

許可の種別 番号

(風俗営業等法令事務取扱規則の一部改正)
第 7 条 風俗営業等法令事務取扱規則(平成 1 3 年熊本県公安委員会規則第 1 号)の一部
を次のように改正する。
別記様式第 2 号を次のように改める。

別記様式第 2 号

熊本県公安委員会指令第 号

不 許 可 通 知 書

住居又は居所

氏名又は名称 殿

年 月 日付けで申請のあった

については、 の規定により許可しない。

年 月 日

理 由

熊本県公安委員会 印

- 1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に、熊本県公安委員会に対して審査請求をすることができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、熊本県を被告として(訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。)提起することができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければならないこととされています。

別記様式第 3 号の 2 を次のように改める。

別記様式第 3 号の 2

熊 公 第 号

相 続 不 承 認 通 知 書

氏名又は名称

営業所の所在地

営業所の名称


年 月 日付で申請のあった風俗営業の相続につ
いては、下記理由により不承認としたので通知する。

記

承認申請事項

承認しない理由

年 月 日

熊本県公安委員会 

教 示 事 項

- 1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に、熊本県公安委員会に対して審査請求をすることができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、熊本県を被告として(訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。)提起することができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければならないこととされています。

別記様式第 4 号の 2 を次のように改める。

別記様式第 4 号の 2

熊公 第 号

合 併 不 承 認 通 知 書

合併により消滅する
風俗営業者たる法人

合併により消滅する法人

合併後存続し、又は合併
により設立される法人

営 業 所 の 名 称

営 業 所 の 所 在 地

年 月 日付けで申請のあった合併による風俗営業
者の地位の承継については、下記の理由により不承認としたので通
知する。

記

承 認 し な い 理 由

年 月 日

熊本県公安委員会 印

教 示 事 項

- 1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に、熊本県公安委員会に対して審査請求をすることができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、熊本県を被告として(訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。)提起することができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければならないこととされています。

別記様式第 4 号の 4 から別記様式第 6 号までを次のように改める。

別記様式第 4 号の 4

熊公 第 号

分 轄 不 承 認 通 知 書

分轄により風俗営業を
承継させる法人

分轄により風俗営業を
承継する法人

営 業 所 の 名 称

営 業 所 の 所 在 地

年 月 日付で申請のあった分轄による風俗営業
者の地位の承継については、下記の理由により不承認としたので通
知する。

記

承 認 し な い 理 由

年 月 日

熊本県公安委員会 印

教 示 事 項

- 1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に、熊本県公安委員会に対して審査請求をすることができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、熊本県を被告として(訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。)提起することができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければならないこととされています。

別記様式第 5 号の 2

熊公 () 第 号

変 更 不 承 認 通 知 書

氏名又は名称

営業所の所在地

営業所の名称

年 月 日付けで申請のあった風俗営業の営業所の
構造又は設備（遊技機）の変更については、下記理由により不承
認としたので通知する。

記

承認申請事項

承認しない理由

年 月 日

熊本県公安委員会 印

教 示 事 項

- 1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に、熊本県公安委員会に対して審査請求をすることができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、熊本県を被告として(訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。)提起することができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければならないこととされています。

別記様式第 6 号

熊 公 第 号

特例風俗営業者不認定通知書

氏名又は名称

営業所の所在地

営業所の名称

年 月 日付けで申請のあった特例風俗営業者の認定申請については、下記理由により不認定としたので通知する。

記

認定申請事項

認定しない理由

年 月 日

熊本県公安委員会 印

教 示 事 項

- 1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に、熊本県公安委員会に対して審査請求をすることができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、熊本県を被告として(訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。)提起することができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければならないこととされています。

別記様式第 1 0 号から別記様式第 1 6 号までを次のように改める。

別記様式第 1 0 号

熊本県公安委員会達第 号

許可取消処分通知書

住所

氏名又は名称 殿

年 月 日付け熊公 () 第 号で許可した
については、下記の理由により

取り消したので通知する。

記

理 由

年 月 日

熊本県公安委員会 印

教 示 事 項

- 1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に、熊本県公安委員会に対して審査請求をすることができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、熊本県を被告として(訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。)提起することができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければならないこととされています。

別記様式第 1 0 号の 2

熊本県公安委員会達第 号

認定取消処分通知書

住所

氏名又は名称 殿

年 月 日付け第 号で認定した特例風俗営業者の認定については、下記の理由により取り消したので通知する。

記

理由

年 月 日

熊本県公安委員会 印

教 示 事 項

- 1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に、熊本県公安委員会に対して審査請求をすることができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、熊本県を被告として(訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。)提起することができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければならないこととされています。

別記様式第 1 1 号

熊本県公安委員会達第 号

指 示 書

住所

氏名又は名称

殿

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 条第
項第 号の規定により、下記のとおり指示する。

記

1 指示事項

2 理由

3 履行期限

年 月 日

熊本県公安委員会 印

教 示 事 項

- この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県公安委員会に対して審査請求をすることができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。)提起することができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

別記様式第 1 2 号

熊本県公安委員会達第 号

営 業 停 止 命 令 書

住所

氏名又は名称 殿

年 月 日付け熊公 () 第 号で許可した

については、下記のとおりその営業の

停止を命ずる。

記

1 停止の期間

年 月 日から 日間
年 月 日まで

2 理由

年 月 日

熊本県公安委員会 印

教 示 事 項

- この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県公安委員会に対して審査請求をすることができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。)提起することができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

別記様式第 1 3 号

熊本県公安委員会達第 号

営 業 停 止 命 令 書

住所

氏名又は名称 殿

年 月 日付け熊公 () 第 号で許可した

については、下記のとおりその営業の

停止を命ずる。

なお、食品衛生法第 5 2 条第 1 項に係る飲食店営業についても、
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 6 条第 2 項
の規定により同期間その営業の停止を命ずる。

記

1 停止の期間

年 月 日から 日間
年 月 日まで

2 理由

年 月 日

熊本県公安委員会 印

教 示 事 項

- 1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に、熊本県公安委員会に対して審査請求をすることができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、熊本県を被告として(訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。)提起することができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければならないこととされています。

別記様式第 1 4 号

熊本県公安委員会達第 号

営 業 停 止 命 令 書

住所

氏名又は名称 殿

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第
項第 号の営業（ ）については、下記のとおりそ
の営業の停止を命ずる。

記

1 停止の期間

年 月 日から 日間
年 月 日まで

2 理由

年 月 日

熊本県公安委員会 印

教 示 事 項

- この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に、熊本県公安委員会に対して審査請求をすることができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、熊本県を被告として(訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。)提起することができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければならないこととされています。

別記様式第 1 5 号

熊本県公安委員会達第 号

営業廃止命令書

住所

氏名又は名称 殿

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第
項第 号の営業（ ）については、下記の理由に
よりその営業の廃止を命ずる。

記

理由

年 月 日

熊本県公安委員会 印

教 示 事 項

- 1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に、熊本県公安委員会に対して審査請求をすることができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、熊本県を被告として(訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。)提起することができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければならないこととされています。

別記様式第 1 6 号

熊本県公安委員会達第 号

営 業 停 止 命 令 書

住所

氏名又は名称

殿

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 6 項
第 号の営業（ ）については、下記のとおりそ
の営業の停止を命ずる。

なお、 第 条第 項に係る につい
ても、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 3 0 条
第 3 項の規定により同期間その営業の停止を命ずる。

記

1 停止の期間

年 月 日から

日間

年 月 日まで

2 理由

年 月 日

熊本県公安委員会 印

教 示 事 項

- 1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に、熊本県公安委員会に対して審査請求をすることができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、熊本県を被告として(訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。)提起することができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければならないこととされています。

別記様式第 1 7 号の 2 から別記様式第 1 9 号の 3 までを次のように改める。

別記様式第 1 7 号の 2

熊本県公安委員会達第 号

年少者利用防止措置命令書

住所

氏名又は名称 殿

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 3 1 条の
1 0 の規定により、下記のとおり措置を命ずる。

記

- 1 措置事項
- 2 理由
- 3 履行期限

年 月 日

熊本県公安委員会 印

教 示 事 項

- 1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に、熊本県公安委員会に対して審査請求をすることができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、熊本県を被告として(訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。)提起することができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければならないこととされています。

別記様式第 1 8 号

熊本県公安委員会達第 号

営 業 停 止 命 令 書

住所

氏名又は名称 殿

食品衛生法第 5 2 条第 1 項に係る飲食店営業（

第 号）については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 3 4 条第 2 項の規定により、下記のとおりその営業の停止を命ずる。

記

- 1 停止の期間
- 年 月 日から 日間
- 年 月 日まで
- 2 理由

年 月 日

熊本県公安委員会 印

教 示 事 項

- 1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に、熊本県公安委員会に対して審査請求をすることができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、熊本県を被告として(訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。)提起することができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければならないこととされています。

別記様式第 1 9 号

熊本県公安委員会達第 号

営 業 停 止 命 令 書

住所

氏名又は名称 殿

興行場法第 2 条第 1 項に係る興行場営業（
第 号）については、風俗営業等の規制及び業務の適正
化等に関する法律第 3 5 条の規定により、下記のとおりその営業の
停止を命ずる。

記

- 1 停止の期間
- 年 月 日から 日間
年 月 日まで
- 2 理由

年 月 日

熊本県公安委員会 印

教 示 事 項

- 1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に、熊本県公安委員会に対して審査請求をすることができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分の日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、熊本県を被告として(訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。)提起することができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければならないこととされています。

別記様式第 1 9 号の 2

熊本県公安委員会達第 号

営業停止命令書

住所

氏名又は名称 殿

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 3 5 条の 2 の営業（特定性風俗物品販売等営業）については、下記のとおりその営業（同法第 2 条第 6 項第 5 号の政令で定める物品を販売し、又は貸し付ける部分に限る。）の停止を命ずる。

記

- 1 停止の期間
- 年 月 日から 日間
年 月 日まで
- 2 理由

年 月 日

熊本県公安委員会 印

教 示 事 項

- 1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に、熊本県公安委員会に対して審査請求をすることができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分の日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、熊本県を被告として(訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。)提起することができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければならないこととされています。

別記様式第 1 9 号の 3

熊本県公安委員会達第 号

広告物等措置命令書

住所

氏名又は名称

殿

熊本県少年保護育成条例第 1 2 条の 1 0 第 1 項の規定により、下記のとおり措置を命ずる。

記

1 措置事項

2 理由

3 履行期限

年 月 日

熊本県公安委員会 印

教 示 事 項

- この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に、熊本県公安委員会に対して審査請求をすることができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、熊本県を被告として(訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。)提起することができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければならないこととされています。

(古物営業法令事務取扱規則の一部改正)
第 8 条 古物営業法令事務取扱規則(平成 1 3 年熊本県公安委員会規則第 2 号)の一部を
次のように改正する。
別記様式第 2 号を次のように改める。

別記様式第 2 号

熊本県公安委員会指令第 号

不 許 可 通 知 書

住居又は居所
氏名又は名称

殿

年 月 日付けで申請のあった古物営業の許可については、古物営業法第 4 条の規定により許可しない。

理 由

年 月 日

熊本県公安委員会 印

教 示 事 項

- 1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に、熊本県公安委員会に対して審査請求をすることができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、熊本県を被告として(訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。)提起することができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければならないこととされています。

別記様式第 4 号から別記様式第 6 号までを次のように改める。

別記様式第 4 号

熊本県公安委員会達第 号

許 可 取 消 処 分 通 知 書

住居又は居所

許可年月日

許可証番号

氏名又は名称

殿

古物営業法 第 6 条 の規定により、古物営業の許可を取り消したので通知する。
第 24 条

理 由

年 月 日

熊本県公安委員会 印

教 示 事 項

- 1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に、熊本県公安委員会に対して審査請求をすることができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、熊本県を被告として(訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。)提起することができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければならないこととされています。

別記様式第5号

熊本県公安委員会達第 号

指 示 書

住居又は居所

氏名又は名称

殿

古物営業法第23条の規定により、次のとおり指示する。

指示事項

理 由

年 月 日

熊本県公安委員会 印

教 示 事 項

- 1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県公安委員会に対して審査請求をすることができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。)提起することができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

別記様式第6号

熊本県公安委員会達第 号

営 業 停 止 命 令 書

住居又は居所

氏名又は名称

殿

古物営業法第24条の規定により、次のとおり古物営業の停止を命ずる。

停止の範囲

停止の期間

年 月 日から 日間
年 月 日まで

理 由

年 月 日

熊本県公安委員会 印

教 示 事 項

- 1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県公安委員会に対して審査請求をすることができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。)提起することができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。